

◆ ◆ む す び に ◆ ◆

第37年次自治研作業委員会

事務局長 徳 永 佳 紀

(自治労本部政策局長)

まずは多忙な中、「人口減少・超高齢化社会における議会のあり方」をテーマとした、第37年次自治研作業委員会に参加いただき、座長として議論を牽引していただいた今井照・(公財)地方自治総合研究所主任研究員、現職自治体議員として過去・現在の議会の状況などを報告いただいた村川毅・北海道長万部町議会議員と大貫毅・栃木県鹿沼市議会議員、自治体議会事務局経験者として議会事務局の役割などを提起いただいた柏床由夫・広島県神石高原町議会事務局長と元・三重県多気町議会事務局員の深田明美・連合三重松阪多岐地域協議会事務局次長、研究者の立場から多方面にわたり助言をいただいた田口一博・新潟県立大学准教授と新垣二郎・(公財)地方自治総合研究所研究員、さらに自治体現場での議論を喚起するために議論に加わっていただいた愛媛県宇和島市職員の西尾祥之・自治研中央推進委員に感謝申し上げたい。また、7回にわたる作業委員会に、各委員を送り出していただいた関係者・組合員・単組・県本部の皆さまにもお礼を申し述べたい。

さて先般、元・鳥取県知事で早稲田大学大学院教授の片山善博さんの講演を聴く機会を得た。「2040年の自治を考える」というテーマの講演であったが、片山教授はその中で「地域の自治力が落ち、国の政策に対する抵抗力が落ちている」としたうえで、「地域のことを真剣に考えるには、議会の役割が重要。しかし、その大切な議会が機能不全で、新たな課題の解決に取り組めていない。議会が変われば、地域が変わるのは世界的な傾向」と現状を訴えた。さらに、「現在の議会は年4回、定例会として1～2週間まとめて平日に開催している。これは、水田農耕社会に合わせ『農閑期』に対応した議会運営。通年議会として、毎週金曜日の夕方などに開く『定例日方式』とし、勤め人が参加できる議会とするべきだ」と述べ、議員報酬についても「専業農家としての収入があったことで、議員報酬は副収入的なものであったことから金額が少なくても問題はなかった」と、議会の重要性と議会運営全般の改革の必要性を提起された。

片山教授の提起の中にあつた、「勤め人が参加できる議会」について少し考えてみたい。新垣研究員は、本報告書の論文「自治体議会の論点と対策」の中で、「議員報酬が十分に確保できない小規模自治体では(中略)立候補者が自営業や企業経営者、有資格者、年金生活者などの階層に限定される傾向にある」としている。まさにこれが現実で、このような状況の自治体議会は少なくない。議会の施策は、教育や医療、地域おこしや仕事づくりと、現役の労働者に関わるものも多い。さらに、現役の労働者は消費も活発で所得税などの税負担も多い。しかし、その現役の労働者が議会に参加できず、地域にとって大切なものは何か、税金をどう使うかと

いう議論に関わりきれていない。ここを変えていかなければ、片山教授の言う「地域の自治力」は高まらないのではないだろうか。

今井主任研究員が本報告書の論文「自治体政治の活性化にむけて」で、自治体議会について国政レベルでどのように議論され提起されてきたかを整理していただいた。それを見ると、地方制度調査会答申や研究会報告の提言にも、勤労者が議員として活動できる環境の整備や立候補に伴う各種制度の整備、公務員の在職立候補制限の緩和などが度々示されている。しかし、現役労働者が立候補し、議員として活動するための具体的な課題の解消は進んでいない。例えば一部の議会に取り入れられているが通年議会や定例日方式をはじめ、休暇制度や復職した際の処遇、社会保障といった課題を解決しなければ、「勤め人が参加できる議会」の実現は難しいのではないだろうか。

議員報酬などの処遇が「なり手不足」の直接の要因ではないにしても、北海道長万部町の村川町議が明らかにしているように、長万部町議会議員の議員報酬は175,000円。この額は多くの公務員の賃金決定の基礎となる人事院勧告で言えば、4年制大学卒業者の平均的な初任給である行政職給料表(一)1級25号俸・180,700円にも達していない。そのことからしても、田口准教授が本報告書の論文「議会・議員の近代化と政治活動の労働としての位置づけを」の中で提言している「政治家を労働者として捉え、必要な処遇に改善する」ということも必要ではないかと考える。

一方で、公務員の在職立候補の緩和についてである。新垣研究員も論文の中で提言しているが、私も同様の考え方である。小規模自治体の議会の議員構成を検証すると、退職した役所職員が議員になっていることは珍しくない。そのことは否定されるものでもないし、行政のシステムを熟知しているだけに活発に政策議論が進むことだろう。さらにその場に、現役公務員が参加できれば、もっと政策議論が深化するのではないだろうか。たしかに、自らが属する自治体では利害関係が発生することから立候補は難しい事が予想されるものの、他の自治体での立候補、あるいは都道府県職員による都道府県議会以外の自治体での立候補なども選択肢のひとつであろう。

これまで自治体の多くが何かあるとすぐに国を頼り、自らが考え解決の糸口を探ろうとしなかった。そのため、霞ヶ関が決めた形に対し疑問を持つことなく、地域に無理矢理当てはめてきた。その結果、地域の人口減少は止まらず、疲弊の一途をたどっている。そのような状況をつくったのは行政と議会だけの責任ではなく、自らが生活する自治体の政治に無関心であった住民にも責任がある。そういうことから、人口減少・超高齢化社会を迎えるなかで、自治体の政治の魅力を高め、議会を本来のあるべき姿に成長させるため、住民は自身のこととしてもっと議会と議員に関心を持ち、議会は議決に責任を持つとともに地域の課題解決に挑み、行政は住民と議会との距離を縮め寄り添える場を提供していくべきである。

そのためにも、本報告書が起点となり、議会のあり方の議論の一助として活用されることを願ってやまない。